

川崎市公告第890号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条及び第43条の規定に違反して設置され、管理上支障となっている次の物件及びこれに付随する工作物について、法第71条第1項の規定による必要な措置をとることを命ずべき者を確知することができないため、法第71条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月14日

道路管理者 川崎市

川崎市長 福田紀彦

1 対象となる物件の所在地

川崎市幸区鹿島田2丁目998番2先（道路敷地）

2 対象となる物件の概要

種 類	建物
構 造	木造スレート葺3階建
延床面積	107.73㎡

3 必要な措置の内容

対象となる物件及びこれに付随する工作物の除却

4 履行期限

令和7年6月30日

5 道路管理者による措置

4の期限までに3の措置が履行されないときは、当該措置を命ぜられるべき者の負担において、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者（以下「道路管理者等」という。）が当該措置を行う。

6 動産等の取扱い

道路管理者等が措置を行うときは、対象物件及びこれに付随する工作物による占有箇所に残置された動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、上記の履行期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう問い合わせ先に通知すること。

7 問い合わせ先

川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課
電 話（044）200-2907
FAX（044）200-3978